

令和8年度南渡田地区企業誘致・グローバル拠点化支援等業務委託（仕様書）

（適用範囲）

- 1 本仕様書は、令和8年度南渡田地区企業誘致・グローバル拠点化支援等業務委託に関する内容について適用する。
- 2 本業務の遂行に当たっては、川崎市契約条例、同規則、委託契約書及び本仕様書並びに本市監督員の指示に従って行うものとする。

（対象範囲）

- 3 本業務の対象範囲は神奈川県川崎市川崎区南渡田町（以下「南渡田地区」という。）とする。

（目的）

- 4 本市では、臨海部ビジョンの実現に向けて、臨海部の活性化や持続的な発展を牽引する拠点形成を推進しており、南渡田地区は臨海部全体の機能転換を牽引する新産業拠点の形成を目指し、南渡田地区拠点整備基本計画（以下「基本計画」という。）に基づくイノベーション創出や将来性の高い企業集積に向けて取り組んでいる。

本業務は、令和9年度の北地区北側のまちびらきに向けて、誘致対象企業をまとめた既存リスト等を活用した誘致活動の支援や「南渡田地区におけるマテリアル産業拠点形成に関する協議会（以下、「協議会」という。）」で取りまとめた将来ビジョンの実現に向け、各国のGX産業創出等に関する動向や自治体・拠点が備えるべき機能等の調査を通じて、グローバル拠点としての国際戦略の検討を支援するものである。

（一般事項）

- 5 受託者は、監督員と常に密接な連絡をとり、その指示を受けなければならない。
- 6 受託者は、本業務の実施に際して、技術的責任を有する者及び総括する者を定め、その経歴書を提出しなければならない。
- 7 受託者は、調査等の実施状況について監督員が報告を求めたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 8 受託者は作業の実施に当たり、市から貸与した物品、資料等については、受託者の自己責任の下に管理及び返却を行い、その内容は他に漏らしてはならない。

（実施体制及び作業計画）

- 9 受託者は、作業計画（作業工程表、組織票、作業方法等）を作成し、監督員に提出するものとする。

（秘密の保持）

- 10 受託者は業務上知り得た情報等をいかなる理由があっても発注者の了解なしに第三者に漏らしてはならない。

(業務内容)

11 業務内容は次によるものとする。

(1) リストを活用した誘致活動支援

令和9年度にまちびらきを予定する北地区北側の研究開発拠点への誘致を目的として、発注者が提供する大手素材企業や国プロ採択事業者、その他一般公開されているリスト（以下、「誘致リスト」という）の中から、優先的にアプローチする企業を抽出し、各企業へのアプローチ手法を整理すること。また、誘致リスト以外に有望な企業がある場合は、リストに追加すること。

①優先アプローチ企業の選定に向けた評価項目の検討

令和9年度のまちびらきに向け、立地可能性が高い企業へ効果的かつ効率的にアプローチする必要があることから、誘致リストに掲載された企業の優先度を評価するための評価項目を検討すること。評価項目の検討にあたっては、企業の立地可能性や拠点形成への貢献可能性等を総合的に評価できる評価項目・手法を検討すること。

②評価項目に基づく優先アプローチ企業の抽出

上記①で設定した評価項目に基づき、誘致リスト掲載企業の評価を実施し、優先的にアプローチすべき企業群を一定数抽出すること。なお、評価に必要な情報が不足する場合は、受託者において必要に応じて公開情報や企業データベースその他利用可能な情報源等を活用し、調査を実施すること。

③アプローチ手法の検討・整理

上記②で抽出した優先度が高い企業（20社程度）について、企業別に効果的なアプローチ手法を検討し、令和8年11月上旬までに整理すること。なお、アプローチについては11月中旬以降に発注者等が行うものとする。

(2) グローバル拠点としての国際戦略検討支援

南渡田の将来ビジョンである「世界に唯一無二のGXスケールアップハブ拠点」の実現に向け、グローバル視点での独自性を踏まえた機能の具体化及びグローバルネットワークの構築などの国際戦略に関する検討に向けて、GX産業創出等に関する海外の動向やグローバル拠点として備える機能等を調査し、取りまとめること。

①各国の動向調査及び連携可能性の評価・分析

GX分野に関する世界的な動向把握を通じてグローバル拠点としての独自戦略を検討することを目的に、米国及び欧州主要国、アジア主要国等の政府その他団体によるGX分野におけるスケールアップ支援を中心としたGX産業創出に関する動向を踏まえ、南渡田地区における国際戦略の参考となる国・地域を3か所程度提案すること。

提案した国・地域について、発注者と協議の上、GXスタートアップ等の創出・育成やGX市場への政府投資等より詳細な取組に関して調査を実施し、スタートアップ等の成長支援や投資誘致等の観点から、本市と各国との連携可能性及び競合関係の評価・分析するとともに、本市が戦略的に

連携を進めるべき国・地域及び連携の方向性を整理すること。

②グローバル拠点として備えるべき機能等の調査

海外のGXスタートアップ等がスケールアップを目的として南渡田地区へ進出する場合を想定し、操業開始までに必要となる各種手続き等の流れを整理・可視化すること。その上で、ビザ取得や人材確保、翻訳、住環境等の受け入れ支援の観点から、各段階において地元自治体・拠点が備えるべき支援の機能や役割等について調査・整理すること。

なお、調査にあたっては、海外企業の日本進出に係る一般的な内容に留まらず、南渡田地区への立地が想定される企業の特性及び事業内容を踏まえること。また、海外からの投資及び企業進出を促進する観点から、スタートアップの負担が大きい事項など、南渡田地区において優先的に整備・強化すべき支援機能について取りまとめること。

(成果品)

- 12 受託者は成果品一覧に基づき監督員の指示に従って編集し、提出しなければならない。
- 13 受託者は成果品の引渡し後であっても、不備等が発見された場合は、監督員の指示により迅速に修正等を行う。なお、これに係る経費は受託者の負担によるものとする。
- 14 成果品に関する権利は発注者に帰属するものとし、発注者の承諾なく他に公表若しくは貸与又は使用してはならない。

〈成果品一覧〉

- ① 報告書(A4版 カラー含む) 1部
 - ② 電子媒体(DVD等) 1枚
 - ③ その他、収集または作成した資料、データ 一式
- ※ DVD等には下記ラベルを貼ること。

年度・件名	令和8年度南渡田地区企業誘致・グローバル拠点化支援等業務委託
委託機関名	川崎市臨海部国際戦略本部土地利用転換推進部
作業機関名	○ ○ ○ ○ ○

(委託期間)

- 15 委託期間は、契約締結日から令和9年3月26日までとする。

(その他)

- 16 この仕様書に定めがない事項又はこの仕様書に関して疑義が生じた事項については、必要に応じて双方協議して定めるものとする。